名称　福島港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道福島港（北防波堤外端）
北緯　四一―二八―四〇
東経　一四〇―一五―三五
変更した事項
名称　福島港東副防波堤灯台
位置
所在地　北海道福島港（東副防波堤外端）
北緯　四一―二八―三五
東経　一四〇―一五―四一
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
変更年月日　平成二十五年十一月二十九日
記事　一時撤去中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　泉北南第三号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺浜寺南防波堤灯台の西南西方約二・一キロメートル）
北緯　三四―三二―五五
東経　一三五―二三―一七
変更した事項
位置　正規位置の三二五度約三三〇メートル
変更年月日　平成二十五年十二月一日
記事　一時変更

名称　泉北南第四号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺浜寺南防波堤灯台の西南西方約二・四キロメートル）
北緯　三四―三二―四九
東経　一三五―二三―〇八
変更した事項
位置　正規位置の三二七度約三五〇メートル
変更年月日　平成二十五年十二月一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　陸奥黒埼灯台
位置
所在地　青森県むつ市（黒埼）
北緯　四一―一一―〇四
東経　一四一―〇三―二六
変更した事項
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ　一二・〇海里
変更年月日　平成二十五年十二月三日

名称　阿尾港東防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県日高郡日高町（阿尾港東防波堤外端）
北緯　三三―五四―一九
東経　一三五―〇四―三八
変更した事項
光達距離　一一〇カンデラ　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十五年十二月三日

名称　紋別港北副防波堤灯台
位置
所在地　北海道紋別港（北副防波堤外端）
北緯　四四―二一―〇三
東経　一四三―二二―〇七
変更した事項
光度　一一〇カンデラ　五・五海里
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十五年十二月四日

名称　岡村大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　広島県御手洗港（岡村大橋北側面左側端）
北緯　三四―一一―三四
東経　一三二―五一―三九
変更した事項
位置　広島県御手洗港（岡村大橋北側面）
北緯　三四―一一―三四
東経　一三二―五一―三九
変更年月日　平成二十五年十二月四日

名称　岡村大橋橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　広島県御手洗港（岡村大橋南側面左側端）
北緯　三四―一一―三四
東経　一三二―五一―三九
変更した事項
位置　岡村大橋橋梁灯（L二灯）の西方約七五メートル
北緯　三四―一一―三四
東経　一三二―五一―三六
変更年月日　平成二十五年十二月四日

名称　岡村大橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　広島県御手洗港（岡村大橋南側面）
北緯　三四―一一―三四
東経　一三二―五一―三九
変更年月日　平成二十五年十二月四日

名称　保田港防波堤灯台
位置
所在地　千葉県安房郡鋸南町（保田港防波堤外端）
北緯　三五―〇七―五八
東経　一三九―五〇―〇八
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十五年十二月五日

名称　椎谷鼻灯台
位置
所在地　新潟県柏崎市（椎谷鼻）
北緯　三七―二九―〇二
東経　一三八―三七―〇七
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十五年十二月五日
記事　一時変更

名称　ふくしま絆洋上サブステーション施設灯
位置
所在地　小良ケ浜灯台（福島県富岡町）の東南東方約一九キロメートル
北緯　三七―一八―三九
東経　一四一―一四―二四
変更した事項
記事　一　本灯は、洋上サブステーション施設デッキ上の四隅に各一基設置されていて、四基の灯火は同期している。
二　洋上サブステーション施設の水面上から一八メートルまでの全周を黄色で塗装している。
三　附属施設　ダイヤフラムホーン
イ　吹鳴周期　毎三〇秒にモールス符号U（・・―）音
ロ　設置場所　洋上サブステーション施設デッキ上
四　資源エネルギー庁管理
変更年月日　平成二十五年十二月六日

○防衛省告示第十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年二月十四日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒